

凡 例

1 この冊子は市民からの情報を基に平成 23 年 1 月 1 日現在、本市に所在する次のいずれかに該当する健全でかつ樹形が優れている樹を名木選定委員会が選定集録した。

- (1) 地上 1.3 m の高さで幹の周囲がおおむね 1.5 m 以上あるもの。
- (2) 高さがおおむね 10 m 以上あるもの。
- (3) 推定樹齢がおおむね 100 年以上あるもの。
- (4) 株立ちした樹木で高さが 3 m 以上あるもの。
- (5) 希少価値があり、歴史的ないわれがあるもの。
- (6) 奇形木、珍奇な樹木で相当な樹齢を経たもの。
- (7) 並木、生垣などで地区の美観を形成しているもの。

名木選定委員会...市内に存在する名木を広く市民に知らせ、緑の保全を推進するために名木選定を行う公募市民で構成する組織。

2 樹高、幹周(原則地上から 1.3 m)は、平成 19 年度から 22 年度にかけて現地調査により測定した値を記載した。

3 所在地は、樹木の存在する所在地番あるいは樹木の所有者または管理者の住所を記載した。

4 本文中の人名はすべて敬称を略した。

お 願 い

直接名木をご覧いただく場合は次の事項を遵守してください。

- (1) 敷地内に入る場合は、事前に連絡するなど所有者又は管理者の許可を得る。
- (2) 見学は早朝や夜間を避け、学校や保育園、寺社等では授業や行事等の妨げとならないようにする。
- (3) 敷地内での飲食や喫煙は禁止。
- (4) 管理上設けられた柵内に入ったり、名木に許可なく触れたりしない。
- (5) 自動車等は周囲の迷惑にならないように適正に駐車する。
- (6) そのほか上記以外についても所有者又は管理者の指示に従い、自己の責任において事故やけがのないように注意する。